

地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則（平成23年規則第6号）新旧対照表

新	旧
○地域力を生かした大田区まちづくり 条例施行規則 平成23年 2 月15日 規則第 6 号 第 1 条及び第 2 条 （略） （まちづくり専門家の登録） 第 3 条 （略） 2 及び 3 （略） 4 条例第10条第 1 項の規定により区に登 録されたまちづくり専門家（以下「登録専 門家」という。）は、申請の内容に変更が あったときは、区長に変更の届出をしなけ ればならない。 第 3 条の 2 （略） （地区まちづくり協議会設立に係る専門 家の派遣） 第 4 条 （略） 2 （略） 3 登録専門家の派遣は、決定の通知があっ た日から <u>同日の属する年度の翌年度の末 日までとし、1 会計年度において10回を限 度</u>とする。 4 前項の規定にかかわらず、専門家派遣申 請団体は、派遣を受けることができる期間 内に派遣を受けた回数が <u>同項に定める回 数</u>に満たない場合は、当該期間の延長の申 請をすることができる。 5 及び 6 （略） 第 5 条 （略） <u>（削除）</u> （協議会 <u>活動経費</u>の助成） 第 6 条 <u>条例第13条第 1 項</u>に規定する <u>活動 経費</u>の助成を受けようとする協議会は、<u>地 区まちづくり協議会活動経費助成申請書</u> （別記第 7 号様式）により区長に申請しな	○地域力を生かした大田区まちづくり 条例施行規則 平成23年 2 月15日 規則第 6 号 第 1 条及び第 2 条 （略） （まちづくり専門家の登録） 第 3 条 （略） 2 及び 3 （略） 4 条例第10条第 1 項の規定により区に登 録されたまちづくり専門家（以下「登録専 門家」という。）は、申請の内容に変更が あったときは、区長に変更の届出をしなけ ればならない。<u>この場合において、区長は、 必要があると認めるときは、審査会に諮る ものとする。</u> 第 3 条の 2 （略） （地区まちづくり協議会設立に係る専門 家の派遣） 第 4 条 （略） 2 （略） 3 登録専門家の派遣は、決定の通知があっ た日から <u>3 年以内に 6 回まで</u>とする。 4 前項の規定にかかわらず、専門家派遣申 請団体は、派遣を受けることができる期間 内に派遣を受けた回数が <u>6 回</u>に満たない 場合は、当該期間の延長の申請をすること ができる。 5 及び 6 （略） 第 5 条 （略） <u>（地区まちづくり構想の策定）</u> <u>第 5 条の 2 協議会は、地域の実情に応じた 住み良いまちづくりを推進するため、地区 まちづくり構想を策定するものとする。</u> （協議会 <u>運営経費</u>の助成） 第 6 条 <u>条例第12条第 5 項</u>に規定する <u>運営 経費</u>の助成を受けようとする協議会は、<u>地 区まちづくり協議会運営経費助成申請書</u> （別記第 7 号様式）により区長に申請しな

新	旧
なければならない。 2 区長は、前項の規定による申請の結果について、<u>地区まちづくり協議会活動経費助成決定通知書</u>（別記第8号様式）により協議会の代表者に通知しなければならない。 3 前項の規定による助成金の交付決定の通知を受けた協議会は、当該助成金の交付を受けようとするときは、<u>地区まちづくり協議会活動経費助成金請求書</u>（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。 4 <u>活動経費の区分（以下「活動経費区分」という。）</u>、対象経費及び助成限度額等は、別表第1のとおりとし、自主活動経費の交付額は、前年度収支における繰越金から会費収入を差し引いた額を自主活動経費の助成対象額から差し引いた額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。 5 前項の規定にかかわらず、協議会は、<u>活動経費区分のうち専門家支援事業経費</u>に関して、助成期間終了後も<u>2年を限度として</u>、1会計年度ごとに助成の申請をすることができる。この場合において、<u>別表第1中「70万円」とあるのは「50万円」と</u>、「<u>助成の決定を受けた年度からその3年目の年度まで</u>」とあるのは「<u>助成の決定を受けて4年目の年度からその翌年度まで</u>」とする。 6 区長は、前項の規定により助成の申請があったときは、審査会の審査を経て助成の決定を行うものとする。 <u>7 協議会は、活動経費の助成のほか、条例第14条に規定する地区計画素案策定支援事業による支援を受けることができる。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	なければならない。 2 区長は、前項の規定による申請の結果について、<u>地区まちづくり協議会運営経費助成決定通知書</u>（別記第8号様式）により協議会の代表者に通知しなければならない。 3 前項の規定による助成金の交付決定の通知を受けた協議会は、当該助成金の交付を受けようとするときは、<u>地区まちづくり協議会運営経費助成金請求書</u>（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。 4 <u>運営経費の区分（以下「運営経費区分」という。）</u>及び対象経費は、別表第1のとおりとし、助成限度額等は、別表第1の2のとおりとする。 5 前項の規定にかかわらず、協議会は、<u>運営経費区分のうち運営支援</u>に関して、助成期間終了後も1会計年度ごとに助成の申請をすることができる。この場合において、<u>助成限度額は、15万円</u>とする。 6 区長は、前項の規定により助成の申請があったときは、審査会の審査を経て助成の決定を行うものとする。 <u>（新設）</u> <u>（協議会活動事業の助成）</u> <u>第7条 条例第12条第6項に規定するまちづくり活動における事業（以下「活動事業」という。）の助成を受けようとする協議会は、地区まちづくり協議会活動事業助成申請書（別記第9号の2様式）により区長に申請しなければならない。</u> <u>2 区長は、前項の規定による申請の結果に</u>

新	旧
	<u>ついて、地区まちづくり協議会活動事業助成決定通知書（別記第9号の3様式）により協議会の代表者に通知しなければならない。</u>
<u>（削除）</u>	<u>3 前項の規定による助成金の交付決定の通知を受けた協議会は、当該助成金の交付を受けようとするときは、地区まちづくり協議会活動事業助成金請求書（別記第9号の4様式）を区長に提出しなければならない。</u>
<u>（削除）</u>	<u>4 活動事業の区分（以下「活動事業区分」という。）及び対象経費は、別表第1の3のとおりとする。</u>
<u>（削除）</u>	<u>5 助成額は、1会計年度につき70万円以内とし、交付額は、前年度収支における繰越金から会費収入を差し引いた額を助成の決定額から差し引いた額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>
<u>（削除）</u>	<u>6 活動事業区分のうち、計画事業の助成は、1事業当たり1会計年度を単位とし、3回を限度とする。</u>
<u>（削除）</u>	<u>7 前項の規定にかかわらず、協議会は、活動事業区分のうち、計画事業に関して、同項の規定による助成限度の終了後も1会計年度ごとに助成の申請をすることができる。</u>
<u>（削除）</u>	<u>8 区長は、前項の規定により助成の申請があったときは、審査会の審査を経て助成の決定を行うものとする。</u>
<u>（削除）</u>	<u>9 協議会は、活動事業の助成のほか、条例第14条の地区計画素案策定支援事業を受けることができる。</u>
<u>（専門家支援事業の変更）</u>	<u>（活動事業の変更）</u>
<u>第7条 条例第13条第2項の規定による専門家支援事業の変更の届出をしようとする同条第1項の助成を受けた協議会（以下「助成協議会」という。）は、地区まちづくり協議会専門家支援事業変更届書（別記第9号の2様式）を区長に提出しなければならない。</u> <u>（協議会の活動報告及び助成金の精算）</u>	<u>第7条の2 条例第12条第7項の規定による活動事業の変更の届出をしようとする条例第12条第5項又は第6項の助成を受けた協議会（以下「助成協議会」という。）は、地区まちづくり協議会活動事業変更届書（別記第9号の5様式）を区長に提出しなければならない。</u> <u>（協議会の活動報告及び助成金の精算）</u>

新	旧
第8条 助成協議会は、条例<u>第13条第3項</u>の規定により地区まちづくり協議会活動報告書（別記第10号様式）及び地区まちづくり協議会収支報告書（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。 2 区長は、前項の規定により活動報告書及び収支報告書が提出されたときは、条例<u>第13条第1項</u>の規定により決定した内容及び条件に適合するかについて審査し、交付すべき助成金の額を確定し、地区まちづくり協議会助成金額確定通知書（別記第11号の2様式）により助成協議会に通知する。 3 （略） （1） 条例<u>第13条第1項</u>の規定により交付した額と前項の規定により確定した額に差額があるとき。 （2） 条例<u>第13条第4項</u>の規定により、助成の<u>全部又は一部</u>を取り消されたとき。 4 （略） 第9条から第12条まで （略） （地区計画検討団体の活動報告及び助成金の精算） 第12条の2 （略） 2 （略） 3 助成地区計画検討団体は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該助成金を区長に返還しなければならない。この場合において、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、返還金を算出するものとする。 （1） （略） （2） 条例第14条第5項の規定により、助成の<u>全部又は一部</u>を取り消されたとき。 4 （略） 第12条の3から第17条まで （略） <u>（実質的に同一と認められる関係）</u> <u>第17条の2 条例第21条第1項の規則で定める関係にあるものは、次に掲げるものとする。</u> <u>（1） 親会社等（会社法（平成17年法律第</u>	第8条 助成協議会は、条例<u>第12条第8項</u>の規定により地区まちづくり協議会活動報告書（別記第10号様式）及び地区まちづくり協議会収支報告書（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。 2 区長は、前項の規定により活動報告書及び収支報告書が提出されたときは、条例<u>第12条第5項及び第6項</u>の規定により決定した内容及び条件に適合するかについて審査し、交付すべき助成金の額を確定し、地区まちづくり協議会助成金額確定通知書（別記第11号の2様式）により助成協議会に通知する。 3 （略） （1） 条例<u>第12条第5項及び第6項</u>の規定により交付した額と前項の規定により確定した額に差額があるとき。 （2） 条例<u>第12条第9項</u>の規定により、助成の<u>一部又は全部</u>を取り消されたとき。 4 （略） 第9条から第12条まで （略） （地区計画検討団体の活動報告及び助成金の精算） 第12条の2 （略） 2 （略） 3 助成地区計画検討団体は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該助成金を区長に返還しなければならない。この場合において、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、返還金を算出するものとする。 （1） （略） （2） 条例第14条第5項の規定により、助成の<u>一部又は全部</u>を取り消されたとき。 4 （略） 第12条の3から第17条まで （略） <u>（新規）</u>

新	旧																		
<u>86号）に規定する親会社その他これに準ずる会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条において同じ。）をいう。）</u>、子会社等（<u>会社法に規定する子会社その他これに準ずる会社等をいう。）又は関連会社等（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に規定する関連会社その他これに準ずる会社等をいう。）の関係にあるもの</u> <u>（2） それぞれの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部が重複しているもの</u> <u>（3） それぞれの役員の全部又は一部が配偶者又は2親等以内の親族の関係にあるもの</u> <u>（4） それぞれの本店又は支店の所在場所が同一であるもの</u> <u>（5） それぞれの所有する不動産に共同抵当が設定されているもの</u> <u>（6） 前各号に掲げるものと同等以上の関係があると区長が認めるもの</u>																			
第18条から第43条まで （略）	第18条から第43条まで （略）																		
別表第1 （第6条関係）	別表第1 （第6条関係）																		
<table><tr><th><u>活動経費</u> <u>区分</u></th><th><u>対象経費</u></th><th><u>助成限度額</u></th><th><u>助成期間</u></th></tr><tr><td><u>自主活動経費</u></td><td><u>自主事業、広報活動、協議会の運営に係る経費</u></td><td><u>1会計年度の対象経費の2分の1以内で前年度の会費収入額とし、上限30万円</u></td><td></td></tr><tr><td><u>専門家支援事業経費</u></td><td><u>登録専門家の支援を受けて実施する具体的事業、その他必要と認める事業に係る経費</u></td><td><u>1会計年度につき原則1事業とし、上限70万円</u></td><td><u>助成の決定を受けた年度からその3年目の年度まで</u></td></tr></table>	<u>活動経費</u> <u>区分</u>	<u>対象経費</u>	<u>助成限度額</u>	<u>助成期間</u>	<u>自主活動経費</u>	<u>自主事業、広報活動、協議会の運営に係る経費</u>	<u>1会計年度の対象経費の2分の1以内で前年度の会費収入額とし、上限30万円</u>		<u>専門家支援事業経費</u>	<u>登録専門家の支援を受けて実施する具体的事業、その他必要と認める事業に係る経費</u>	<u>1会計年度につき原則1事業とし、上限70万円</u>	<u>助成の決定を受けた年度からその3年目の年度まで</u>	<table><tr><th><u>運営経費</u> <u>区分</u></th><th><u>対象経費</u></th></tr><tr><td><u>事務的経費</u></td><td><u>会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費等</u></td></tr><tr><td><u>運営支援</u></td><td><u>活動計画作成、議事録作成、活動報告書作成、会計処理等の補助、業務委託以外の計画事業の進め方等への助言に係る経費</u></td></tr></table>	<u>運営経費</u> <u>区分</u>	<u>対象経費</u>	<u>事務的経費</u>	<u>会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費等</u>	<u>運営支援</u>	<u>活動計画作成、議事録作成、活動報告書作成、会計処理等の補助、業務委託以外の計画事業の進め方等への助言に係る経費</u>
<u>活動経費</u> <u>区分</u>	<u>対象経費</u>	<u>助成限度額</u>	<u>助成期間</u>																
<u>自主活動経費</u>	<u>自主事業、広報活動、協議会の運営に係る経費</u>	<u>1会計年度の対象経費の2分の1以内で前年度の会費収入額とし、上限30万円</u>																	
<u>専門家支援事業経費</u>	<u>登録専門家の支援を受けて実施する具体的事業、その他必要と認める事業に係る経費</u>	<u>1会計年度につき原則1事業とし、上限70万円</u>	<u>助成の決定を受けた年度からその3年目の年度まで</u>																
<u>運営経費</u> <u>区分</u>	<u>対象経費</u>																		
<u>事務的経費</u>	<u>会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費等</u>																		
<u>運営支援</u>	<u>活動計画作成、議事録作成、活動報告書作成、会計処理等の補助、業務委託以外の計画事業の進め方等への助言に係る経費</u>																		
備考 自主活動に係る業務委託費、備品購	備考 備品購入費、飲食費（懇親会等を含																		

新	旧												
<u>入費、飲食費（懇親会等を含む。）、事務所の借上げ経費、事務所の修繕費等は、対象外経費とする。</u>	<u>む。）、活動事業に係る経費、事務所の借上げ経費、事務所の修繕費等は、対象外経費とする。</u>												
<u>（削除）</u>	<u>別表第1の2（第6条関係）</u>												
	<table><tr><th><u>運営経費</u> <u>区分</u></th><th><u>助成限度額</u></th><th><u>助成期間</u></th></tr><tr><td><u>事務的経費</u></td><td><u>1会計年度の事務的経費の2分の1以内で10万円</u></td><td></td></tr><tr><td><u>運営支援</u></td><td><u>1会計年度につき30万円</u></td><td><u>協議会の認定を受けた年度からその5年目の年度まで</u></td></tr><tr><td></td><td><u>1会計年度につき15万円</u></td><td><u>協議会の認定を受けて6年目の年度から10年目の年度まで</u></td></tr></table>	<u>運営経費</u> <u>区分</u>	<u>助成限度額</u>	<u>助成期間</u>	<u>事務的経費</u>	<u>1会計年度の事務的経費の2分の1以内で10万円</u>		<u>運営支援</u>	<u>1会計年度につき30万円</u>	<u>協議会の認定を受けた年度からその5年目の年度まで</u>		<u>1会計年度につき15万円</u>	<u>協議会の認定を受けて6年目の年度から10年目の年度まで</u>
<u>運営経費</u> <u>区分</u>	<u>助成限度額</u>	<u>助成期間</u>											
<u>事務的経費</u>	<u>1会計年度の事務的経費の2分の1以内で10万円</u>												
<u>運営支援</u>	<u>1会計年度につき30万円</u>	<u>協議会の認定を受けた年度からその5年目の年度まで</u>											
	<u>1会計年度につき15万円</u>	<u>協議会の認定を受けて6年目の年度から10年目の年度まで</u>											
<u>（削除）</u>	<u>別表第1の3（第7条関係）</u>												
	<table><tr><th><u>活動事業</u> <u>区分</u></th><th><u>対象経費</u></th></tr><tr><td><u>計画事業</u></td><td><u>地区まちづくり構想の策定、まちの課題解決のための具体的事業、事業に係る講演会及び勉強会、視察等に係る経費</u></td></tr><tr><td><u>広報活動</u></td><td><u>まちづくりニュースの編集デザイン及び印刷、ホームページ等の活用等に係る経費</u></td></tr></table>	<u>活動事業</u> <u>区分</u>	<u>対象経費</u>	<u>計画事業</u>	<u>地区まちづくり構想の策定、まちの課題解決のための具体的事業、事業に係る講演会及び勉強会、視察等に係る経費</u>	<u>広報活動</u>	<u>まちづくりニュースの編集デザイン及び印刷、ホームページ等の活用等に係る経費</u>						
<u>活動事業</u> <u>区分</u>	<u>対象経費</u>												
<u>計画事業</u>	<u>地区まちづくり構想の策定、まちの課題解決のための具体的事業、事業に係る講演会及び勉強会、視察等に係る経費</u>												
<u>広報活動</u>	<u>まちづくりニュースの編集デザイン及び印刷、ホームページ等の活用等に係る経費</u>												
別表第2から第6まで（略）	別表第2から第6まで（略）												
別記第1号様式から第2号の3様式まで（略）	別記第1号様式から第2号の3様式まで（略）												
<u>第2号の4様式（全部改正）</u>	<u>第2号の4様式（第3条の2関係）</u>												
第2号の5様式（略）	第2号の5様式（略）												
<u>第3号様式（一部改正）</u>	<u>第3号様式（第4条関係）</u>												
<u>第4号様式（一部改正）</u>	<u>第4号様式（第4条関係）あ</u>												
<u>第5号様式（全部改正）</u>	<u>第5号様式（第5条関係）</u>												
<u>第6号様式（一部改正）</u>	<u>第6号様式（第5条関係）</u>												
<u>第7号様式（全部改正）</u>	<u>第7号様式（第6条関係）</u>												
<u>第8号様式（全部改正）</u>	<u>第8号様式（第6条関係）</u>												
<u>第9号様式（一部改正）</u>	<u>第9号様式（第6条関係）</u>												
<u>第9号の2様式（全部改正）</u>	<u>第9号の2様式（第7条関係）</u>												

新	旧
<u>(削除)</u>	<u>第 9 号の 3 様式 (第 7 条関係)</u>
<u>(削除)</u>	<u>第 9 号の 4 様式 (第 7 条関係)</u>
<u>(削除)</u>	<u>第 9 号の 5 様式 (第 7 条の 2 関係)</u>
<u>第10号様式 (一部改正)</u>	<u>第10号様式 (第 8 条関係)</u>
<u>第11号様式 (一部改正)</u>	<u>第11号様式 (第 8 条関係)</u>
<u>第11号の 2 様式 (全部改正)</u>	<u>第11号の 2 様式 (第 8 条関係)</u>
第12号様式から第36号様式まで (略)	第12号様式から第36号様式まで (略)
<u>第36号の 2 様式 (一部改正)</u>	<u>第36号の 2 様式 (第24条の 2 関係)</u>
第37号様式から第41号様式まで (略)	第37号様式から第41号様式まで (略)
<u>付 則</u>	
<u>(施行期日)</u>	
<u>1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記第36号の 2 様式の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。</u>	
<u>(経過措置)</u>	
<u>2 この規則の施行の際、現に登録専門家の派遣に係る決定を受けたものについては、なお従前の例による。</u>	
<u>3 改正後の第 6 条から第 8 条までの規定は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に協議会活動経費の申請をするものから適用し、施行日前に改正前の第 6 条の規定に基づく協議会運営経費助成又は協議会活動事業助成の申請をしたものについては、なお従前の例による。</u>	
<u>4 令和 6 年度までに活動事業区分のうち計画事業の助成を受けたものに係る改正後の第 6 条第 5 項の規定の適用については、同項中「助成期間終了後」とあるのは「計画事業助成の助成期間終了後」とする。</u>	
<u>5 改正前の地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。</u>	